

令和2年からの給与計算事務

今年も残すところあと1ヶ月となり、給与計算担当者にとっては年末の一大イベント「年末調整」の時期がやってまいりました。

そもそも、年末調整とは会社が役員・従業員等に対して支払った一年間の給与・賞与等について納めるべき所得税額を計算し、源泉徴収した税額の過不足を精算する手続きです。給与計算担当者にとっては、毎年のことなので慣れていている方も多いと思いますが、1年に一回、書き方や提出資料の確認を行い、正しい年末調整の計算をしましょう。

さて、年末調整にあたり提出される書類には、「扶養控除等（異動）申告書」、「配偶者控除等申告書」、「保険料控除申告書」の3種類があります。

ここでは毎月の源泉徴収税額の基となる「扶養控除等（異動）申告書」について、令和2年1月以後のポイントを取り上げたいと思います。

① 提出対象者

「令和2年分扶養控除等（異動）申告書」は、本人の給与について扶養控除等を受けるために提出するものです。正社員に限らずパートやアルバイトの人も提出対象となります。また扶養親族がいない人も提出する必要があります。

提出がない場合には、毎月の給与に係る源泉所得税は税額が高い「乙欄」で計算することになる上、年末調整も受けられなくなります。

② 基礎控除額

令和2年1月1日から12月31日までの合計所得見積金額を記載します。給与収入等の金額を記載しますが、給与収入ならば収入金額から給与所得控除額を、年金等ならば公的年金等控除額を差し引いた後の合計額となります。

なお、令和2年より、基礎控除額が10万円引き上げられることにより、扶養の範囲（合計所得金額要件）が下記のように改正されております。

扶養親族の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

（参考）

給与所得控除 55万円 + 基礎控除 48万円 = 103万円
いわゆる扶養の範囲（103万の壁）は変わりません。

③ 住民税に関する事項

「単身児童扶養者」欄が追加となりました。地方税法の改正に伴い、いわゆるシングルマザー等で一定の要件を満たせば、住民税の非課税措置が受けられます。

給与所得控除及び基礎控除の改正に伴い、源泉徴収税額表も改訂されています。令和2年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の税額は、「令和2年分 源泉徴収税額表」に従って計算をするようお願いいたします。

日頃の給与計算や労務関係に不安や疑問などございましたら、弊社担当者か朝日社会保険労務士事務所にご相談ください。

（文責：横浜北支店 藤田頼枝）